

令和 2 年度 最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース（新聞発表）

（1）最低賃金を中心とした監督指導結果の公表

7月3日に令和元年度（令和2年1月～3月）に実施した最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を公表した（195 事業場実施。最低賃金違反 30 事業場、違反率 15.4%（前年比 9 件減少、0.7 ポイント増加））。

（2）地域別最低賃金の周知

① 7月3日労働局長から地方最低賃金審議会議長への諮問時、② 8月3日審議会議長から局長への答申時にそれぞれ公表したほか、③ 発効日の 10月1日に最低賃金周知活動取組を公表した。

（3）特定最低賃金の周知

3業種全ての専門部会が結審し、審議会議長から局長への答申後、3業種のうち最初に発効した鉄鋼業最低賃金の発効日である 12月15日の直前 12月14日に公表した。

2 自治体が発行する広報誌を利用した周知

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金のそれぞれの官報公示日直後に、広報紙への掲載枠の確保、最賃改正の最新情報の提供をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対しては、電話により依頼した結果、県・市町村計 34 自治体の広報誌に掲載された。

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌を利用した周知

自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット（本省作成、宮城局作成）等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

（1）地域別最低賃金

① 令和 2 年 9 月 24 日から順次発送

② 送付先は、計 977 機関・団体等

県内自治体（36 か所）、役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌

社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、
県下図書館、道の駅、派遣団体等

(個別に送付した、最低賃金減額特例許可を受けている事業場(134件)、過去5
年間の法令違反指導事業場(147件)を含む)

(2) 特定最低賃金

①令和2年12月11日から順次発送

②送付先は、計822機関・団体等。

上記977機関・団体等のうち、団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。

(個別に送付した、電子部品等製造業291事業場、鉄鋼業17事業場、自動車小
売業171事業場(外車新車・中古車・自動車部品販売業者含む)を含む。)

5 ローカルFM放送による周知

ローカルFM放送局、県内10社に対して放送依頼を行った。そのうち8社で放送され
た。

6 その他の取組みによる周知

(1) 宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークの庁舎内に俳優ののんさんの画像
を使用した最低賃金改正の周知用のぼり旗を設置。さらに、宮城労働局、各労働基準
監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額を表示した「最低賃金シー
ル」を作成して、事業場のみならず、労働者等に対しても幅広く最低賃金額の周知徹
底を図った。

なお、シールが傘下会員に対する周知に有効だとしてシール提供の依頼があった団体
にシールを提供した。

(2) 宮城労働局メールマガジンにおいて、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局
HP(ホームページ)のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、そこに最低
賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。

(3) 特定最低賃金の適用業種を周知するため、上記4(2)の特定最低賃金リーフレット
に産業分類番号を掲載し、宮城労働局HPに産業分類番号ごとの業種の名称及び適用の
有無を掲載した。

(4) キャリア支援センター等でSNSにより情報発信している県内9大学に対し、改正最
低賃金についてSNSによる情報発信を依頼した。